

柳川市修学旅行誘致促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）が実施する、柳川市内のホテル及び旅館等（以下「宿泊施設」という。）に宿泊し市内の施設等を見学する修学旅行又は市内の施設等を利用する修学旅行の補助事業者に対し、修学旅行誘致促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、市内への積極的な修学旅行客の誘致を行い、観光の振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により登録を受けている旅行者とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、学校行事として行われる修学旅行において柳川市を来訪したもののうち、市内で2施設以上（食事、川下り、資料館見学、体験、土産物の購入）の利用、又は、市内の宿泊施設に宿泊し市内で2施設以上（無料施設含む）の見学をしたものに助成を行う。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、助成の対象となる修学旅行の実施日の30日前までに、一般社団法人柳川市観光会長（以下「会長」という。）へ次の各号に定める書類を各1部提出し、助成金の交付申請を行わなければならない。

- (1) 修学旅行誘致促進事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 修学旅行行程表（計画）
- (3) その他、会長が必要と認める書類

(助成金の額)

第5条 前条に規定する申請が行われた修学旅行に対して、次の各号の額を助成する。ただし、重複した助成は行わない。

- (1) 市内で2施設以上を利用した学校の児童、生徒及び引率教員の数に500円を乗じた金額
- (2) 市内の宿泊施設に宿泊し、市内で2施設以上（無料施設含む）を見学した学校の児童、生徒及び引率教員の数に1,000円を乗じた金額

(審査及び交付決定)

第6条 助成金交付の適正を期するため、会長は第4条の規定による申請の内容について審査し、助成金交付の適否及び予定額について決定したときは、柳川

市修学旅行誘致促進事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（事業の変更及び中止の承認）

第7条 前条の規定により、助成金の交付の決定を受けた申請者が、当該決定に係る助成事業を中止しようとするときは、その理由を記載した柳川市修学旅行誘致促進事業中止承認申請書（様式第3号）により、会長の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成事業の内容変更等を承認したときは、柳川市修学旅行誘致促進事業中止承認通知書（様式第4号）により、申請者へ通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第8条 第6条に規定する助成金交付に関する通知により、交付対象と認められた申請者は、修学旅行実施後30日以内に、次の各号に定める書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 修学旅行事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 修学旅行行程表（実績）
- (3) 市内施設利用証明書（様式第6号）
- (4) 請求書（様式第7号）
- (5) その他、会長が必要と認める書類

（助成金交付額の確定及び交付）

第9条 会長は、第8条に規定する書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、柳川市修学旅行誘致促進事業助成金交付額決定書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により確定させた助成金を速やかに申請者の指定する金融機関口座に振込むものとする。

（助成金の取り消し）

第10条 会長は、助成金の交付の決定または交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取り消し、又は、交付した助成金の一部あるいは全部を返還させることができる。

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、助成金を交付することが適当でないと会長が認めたとき
- (3) その他、助成金を交付することが適当でないと会長が認める事由があったとき

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。